

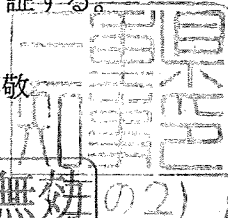
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都中央区日本橋富沢町5番4号
氏名 シグマテック株式会社
代表取締役 深江 伯史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 2年 7月10日
許可の有効年月日 令和 9年 5月10日

赤印ないものは無効(の2)
再コピー禁止

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲオキシﾝ類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ﾌﾗﾅﾝ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾙ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチル、ﾀﾞｲオキシﾝ類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ﾌﾗﾅﾝ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾙ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチル、ﾀﾞｲオキシﾝ類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ﾌﾗﾅﾝ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾙ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチル、ﾀﾞｲオキシﾝ類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害鉛(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジメチル、ﾀﾞｲオキシﾝ類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等 以上109種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況	更新/変更年月日	更新/変更種類
平成 5年 5月11日	新規許可	変更許可
平成 8年 8月22日	変更許可	変更許可
平成10年 5月11日	更新許可	変更許可
平成10年 9月 2日	変更許可	変更許可
平成15年 5月11日	更新許可	更新許可及び優良認定
平成20年 7月10日	更新許可	変更許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有